平成２８年（フ）第２６２１号
横浜市中区山元町２丁目119番地　重田荘右
債務者　小山田和歌枝
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８２号
東京都三鷹市野崎１丁目16番21号あさの荘101
債務者　阿部　佳代
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４９１号
静岡県袋井市久能1742番地の１ハイツあんまⅡ102号室、前住所静岡県袋井市久能1644番地の５プリーマ久能105号
債務者　弘中　清繁
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２５９８号
横浜市南区真金町２丁目20番地　パールアイランド101号室
債務者　渡部　勝也
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６１６号
横浜市鶴見区下末吉１丁目９番24号　アーバン末吉Ｂ棟203
債務者　桑川　亮法
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６２３号
横浜市磯子区中原４丁目11番29号　中原台ハイツ102号
債務者　大河原祥勲
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６２４号
横浜市磯子区中原４丁目11番29号　中原台ハイツ102号
債務者　大河原靖子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６２５号
横浜市中区扇町１丁目２番地２　Ｇ－１ビル406号室
債務者　中尾　正幸
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８６号
沖縄県宜野湾市野嵩２－８－19、住民票上の住所沖縄県宜野湾市普天間２丁目38番２号
債務者　石川　弘美（旧姓國吉）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１９６号
沖縄県沖縄市中央３丁目11番６号　オリンピア荘301号、住民票上の住所沖縄県沖縄市中央３丁目11番６号　オリンピア荘
債務者　我謝　　猛
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２２４１号
横浜市中区北方町２丁目93番地１　ライオンズマンション本牧第２　401号室
債務者　鈴木　リカ
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３５３号
横浜市中区竹之丸76番地　田宮ハイツ201号室
債務者　辻本　瑞枝
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３６２号
横浜市緑区鴨居３丁目20番３号　雅館Ａ－101号
債務者　鈴木　孝光
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３６３号
横浜市緑区鴨居３丁目20番３号　雅館Ａ－101号
債務者　鈴木　隆子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６０９号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台８番６－506号
債務者　金井相幸こと　金　　相幸
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部